

白河市歷史的風致維持向上計畫 (第2期) 概要版



白河市

白河市は、福島県の南部に位置し、周囲には那須山系や八溝山地が連なり、阿武隈川の源流に程近い豊かな緑と水に囲まれた高原地帯です。この恵まれた自然環境の中、近世初頭に白河藩の政治経済の中心地として小峰城とその城下町が整備され、周辺の地域とともに今日まで発展してきました。

小峰城跡やその旧城下町には、歴史的街路やまちなみ、歴史的建造物が集積し、往時の面影を伝えています。そこでは、白河提灯まつりや白河だるま市などの年中行事・祭礼や酒造業を中心とする伝統産業などが営まれ、良好な歴史的風致を形成しています。

白河市は平成23年（2011）2月23日に第1期計画となる「白河市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的建造物等の保存・修理を計画的に行ってきました。

この度、前述の計画が令和2年（2020）度で満了となることから、歴史的風致維持向上施設の保存・活用から波及する交流人口の増加や、歴史的建造物等の利活用による地域活性化を図るとともに、本市特有の歴史的風致を次世代に伝え引き継いでいくため、「白河市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定しました。

【計画期間 令和3年（2021）度～令和12年（2030）度】

もくじ

- | | |
|---------------------------|--------|
| 1. 歴史的風致形成の背景 | ・・・ 1 |
| 2. 維持向上すべき歴史的風致 | ・・・ 4 |
| 3. 歴史的風致の維持向上に関する課題及び基本方針 | ・・・ 8 |
| 4. 重点区域の位置及び区域 | ・・・ 9 |
| 5. 文化財の保存又は活用に関する事項 | ・・・ 10 |
| 6. 歴史的風致の維持向上に資する施策及び事業 | ・・・ 12 |
| 7. 歴史的風致形成建造物の指定方針 | ・・・ 13 |

歴史的風致とは

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されており、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

（歴史まちづくり法第1条）

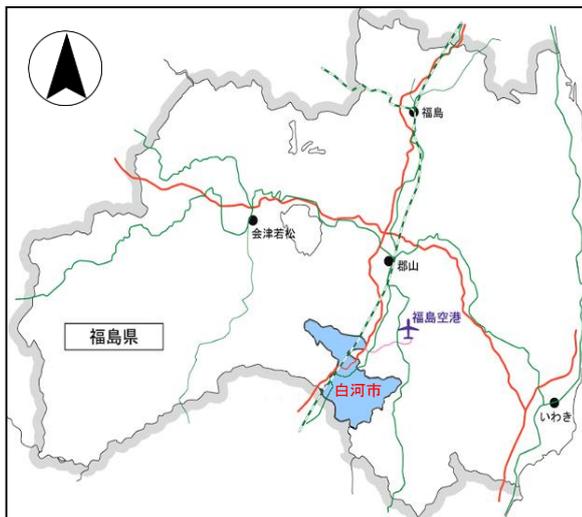
1. 歴史的風致形成の背景

位置

白河市は、福島県の南部中央に位置し、福島市まで約90km、郡山市まで約40kmの距離にあります。また、東京までは約185kmで、新幹線で約1時間20分の距離にあります。



主要都市との位置関係



福島県内の位置関係

自然環境

白河市の面積は305.32km²で、田園風景が広がる海拔約300~400mの平地と400~600mの丘陵・山岳地帯で大部分が形成されています。

西に那須山系、南には八溝山地が連なり、一級河川には、阿武隈川や社川、隈戸川などがあります。これらの豊かな緑と水に囲まれた高原地帯で、阿武隈川の源流域として那須山系が蓄えた清冽な伏流水が豊富な土地柄です。

気候は、年平均気温約12℃で、夏は涼しく、冬は季節風の影響で寒さは厳しいものの、積雪量は少なくなっています。

歴史

■白河藩の成立と大名変遷

天正18年(1590)に、白河を本拠とし、周辺地域までを治めた白河結城家が「奥羽仕置」^{おううしおき}で改易されると、白河は会津を領した蒲生~上杉~蒲生の支配を経て、寛永4年(1627)に10万700石をもって白河藩として独立し、丹羽長重が初代白河藩主となりました。

長重は、寛永6年(1629)から約4年の歳月をかけて、小峰城と城下町の再整備を行い、現在の白河市街地の基礎を築きました。その後、榊原~本多~松平(奥平)~松平(結城)~松平(久松)~阿部と、計7家21代の大名が白河藩主を務めました。

■松平定信による白河藩政と文化事業

白河藩に最も功績を残した大名は松平定信です。定信は、江戸幕府老中首座として「寛政の改革」を行い、幕府の立て直しに尽力したことで知られていますが、白河藩政においても、藩校「立教館^{りっきょうかん}」をつくり、庶民の学校「敷教舎^{ふきょうしや}」も白河の城下と領内の須賀川に設け、人材育成に努めたほか、人口増加策、酒造をはじめとした様々な殖産興業の振興にも努めました。

また、日本における近代の「公園」の先駆けとされる「南湖」を築造し、士民共楽の地としたほか、藩領内の歴史の検証などの様々な文化事業にも取り組みました。

■白河藩領の町と村

江戸時代初期の白河藩領は、現在の郡山市、三春町を含む範囲にまで及んでいましたが、藩主の転封が繰り返されたことや幕府の飛領政策の結果、18世紀中頃には現在の白河市と西白河郡を中心とする地域に、ほぼ固定されていきました。

町である白河と須賀川には町方と村方を支配する庄屋が置かれ、領内の村の支配は大庄屋のもとに庄屋・組頭・百姓代の「村方三役」が置かれました。

■白河周縁地域

現在の白河市は、1市3村が新設合併して平成17年（2005）に誕生した市ですが、江戸時代中期以降の市域には、白河藩領のほか、越後高田藩領、幕府直轄領などがありました。

表郷地域は寛保元年（1741）に越後高田藩の飛領となり、大信地域は同藩飛領と白河藩領に分かれ、東地域は越後高田藩の飛領となり釜子陣屋が置かれました。



白河市域の旧町村

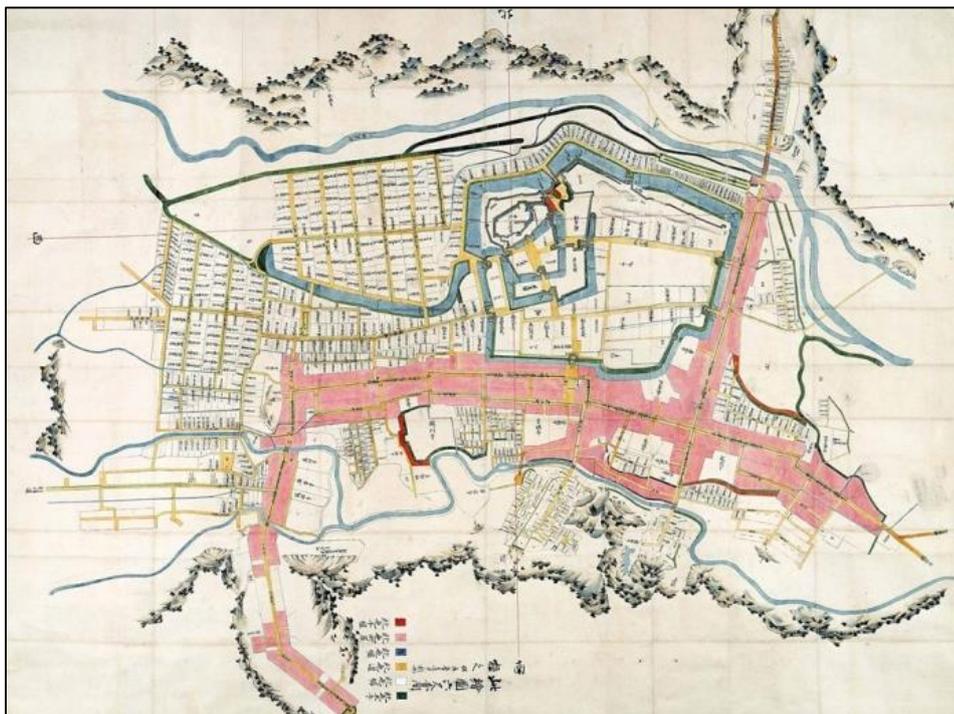
■近代の町と村

明治22年（1889）4月には、町村制施行により白河町をはじめ各村が成立しました。表郷地域には古関村・金山村・社村、大信地域には大屋村・信夫村、東地域には小野田村・釜子村が成立しました。

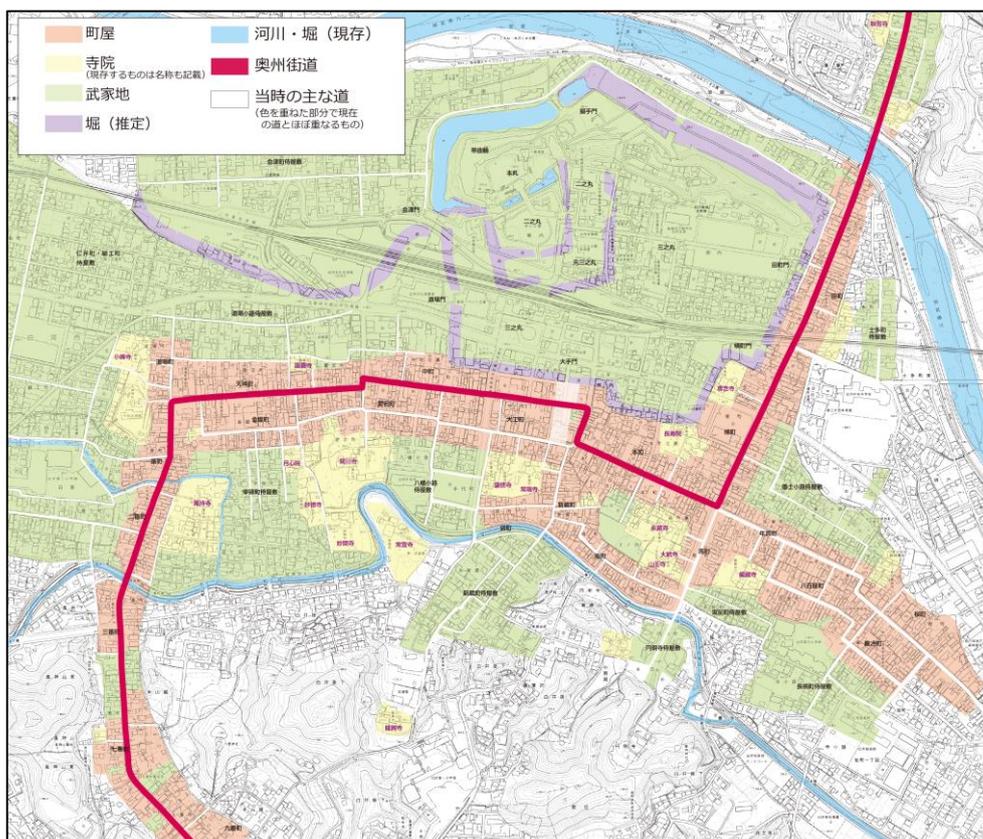
都市形成史

白河市の市街地は、今から約400年前、小峰城とともに奥州街道沿いに白河藩の政治経済の中心地として城下町が整備され、都市としての歴史が始まりました。

「奥州白河城下全図」などの資料から、中心市街地においては、約400年前の城下町の都市構造が現在に引き継がれていることがわかります。



◀文化5年(1808)
奥州白河城下全図



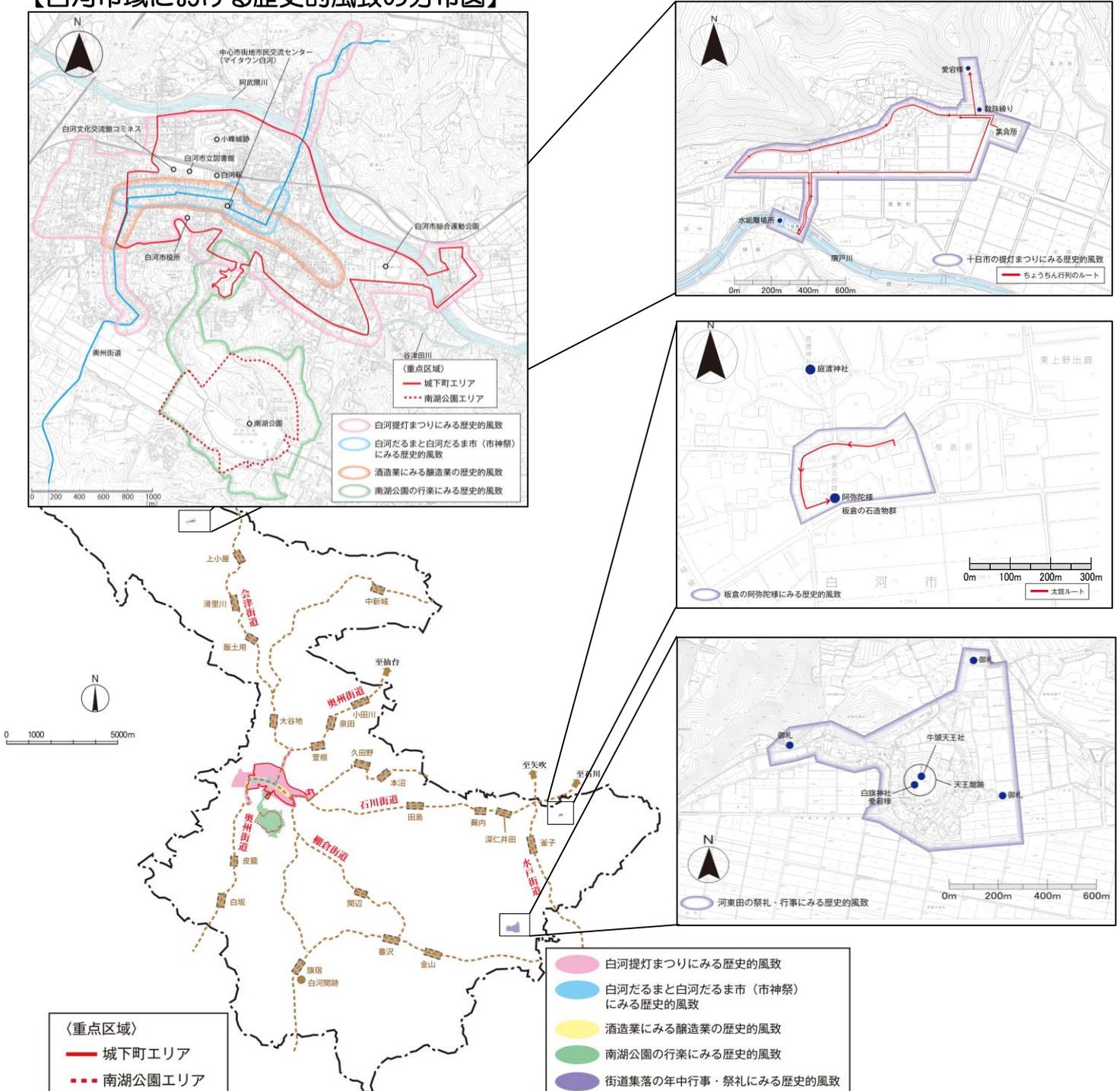
城下町推定概念図▶

2. 維持向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。

白河市の歴史的風致は、旧城下町の歴史的なまちなみや歴史的建造物等と、人々によって受け継がれてきた年中行事・祭礼等が一体となって形成される良好な市街地環境であり、将来にわたって維持向上すべき貴重な資源です。

【白河市域における歴史的風致の分布図】



①白河提灯まつりにみる歴史的風致

白河提灯まつりは、白河の総鎮守である鹿嶋神社の例大祭です。正式には鹿嶋神社祭礼渡御祭と呼ばれ、「鹿嶋様」「提灯まつり」などとも称されています。

隔年の9月に3日間開催され、昼間は、鹿嶋神社の御神体を移した神社神輿が旧城下町を渡御する総町渡御や、子供たちによる屋台・山車の引き回しが行われ、夜には旧奥州街道沿いを鹿嶋神社の神輿が各町内の提灯行列によって送迎される神輿渡御が行われます。

祭礼の舞台となる場所は、旧奥州街道沿いの江戸時代以来の町人町の範囲です。ここには、歴史的建造物やカギ型街路など多くの歴史的資源が集中し、城下町らしい風景を形成しています。

この祭礼は、約350年もの長い年月にわたり、白河のまちの人々によって守り伝えられてきた重要な祭礼であり、蔵や商家等の歴史的建造物が多く残る城下の町並みが相まって本市の良好な歴史的風致を形成しています。



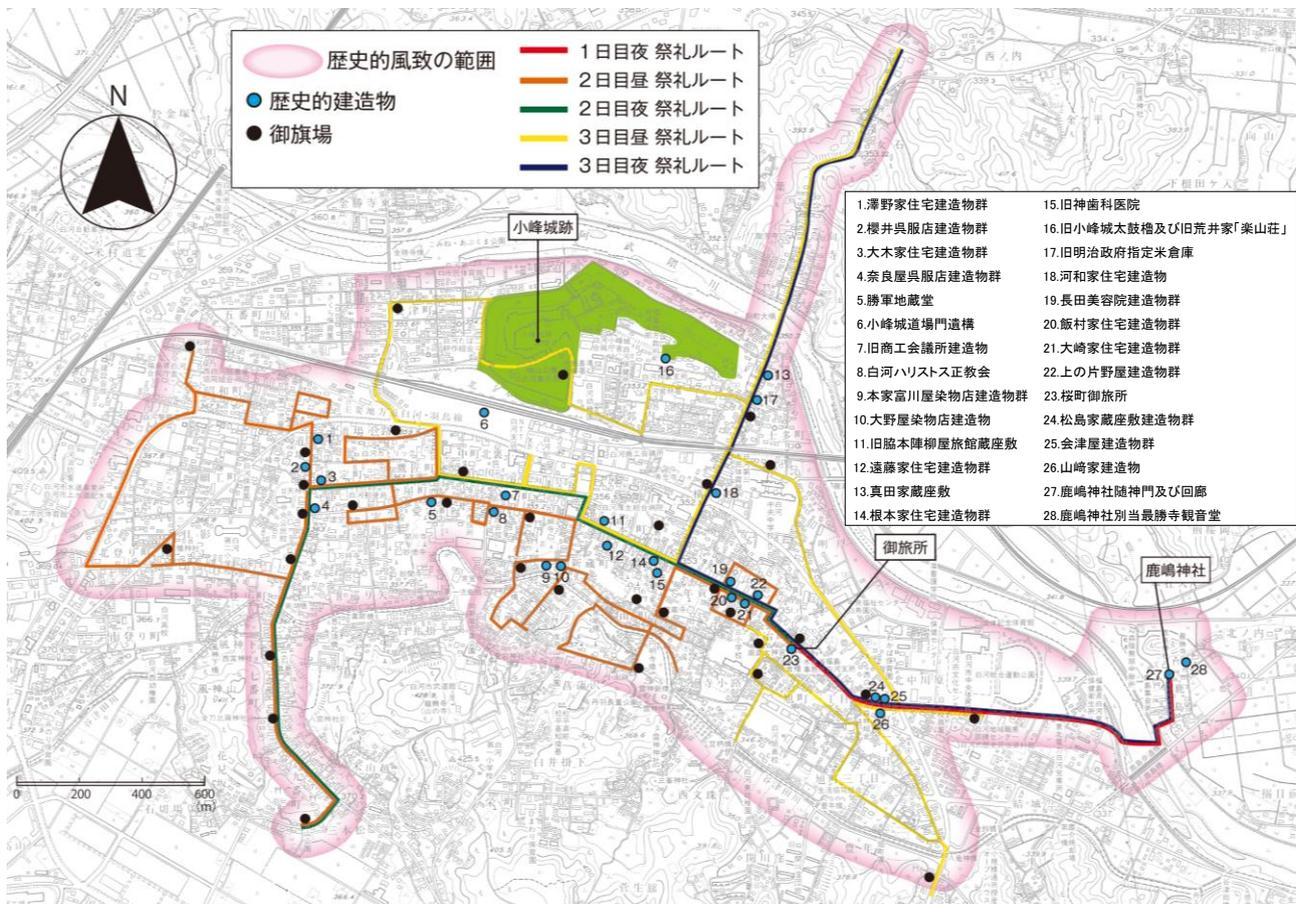
総町渡御



屋台山車の引き回し



神社神輿の提灯行列



祭礼ルート

②白河だるまと白河だるま市（市神祭）にみる歴史的風致

毎年2月11日、まだ厳しい寒さが残る白河のまちは「白河だるま市」の賑わいに包まれます。「市」が近づくと、だるま製造所では、早朝から深夜までだるま製造に追われる光景がみられます。「市」当日は、江戸時代から「市」の舞台となってきた中町・本町・天神町の3町を会場として、カギ型（2本の道路の一方を意図的にずらして屈折させた城下町特有の道路）の形態を残した旧奥州街道の約1.5kmの通りの両側に縁起物の白河だるまや飾り物などを売る露店が立ち並び、まち全体が活気に包まれます。

旧奥州街道や、通りに残る切妻・平入りの町屋建築や蔵造り等の歴史的建造物で形成されるまちなみを背景に、威勢の良い売り手の声と白河だるま市に訪れた人々の賑わいが相まって、良好な歴史的風致を形成しています。



職人による絵付け



白河だるま市の賑わい

③酒造業にみる醸造業の歴史的風致

小峰城の城下町は、武家・商人・職人が集住し、人や荷物が集散中継する小都市として、様々な産業が繁栄し賑わいをみせていました。江戸時代に起源を持つ産業の1つであり、現在においても受け継がれているのが、醸造業（特に酒造業）です。これは、白河が那須山系を源流とする阿武隈川流域の良質で豊富な地下水に恵まれていたからです。白河藩主松平定信は、殖産興業の振興に力を入れており、酒造業においても、上方より杜氏を招き、その酒造法を学ばせるなどして、「白錦」「関川」などの酒を造らせました。現在も旧奥州街道沿いなどでは、酒造業の老舗の蔵元である大谷忠吉本店や千駒酒造などが酒造業を営んでいます。

江戸時代の景観を残す旧奥州街道の通りを背景に、通りに立ち並ぶ歴史を感じさせる蔵などの建造物と伝統を守り続ける人々の姿が相まって、良好な歴史的風致を形成しています。さらに、通りを包み込む酒の芳醇な香りや醤油のまろやかで香ばしい香りが、醸造業が盛んに行われていた往時を偲ばせます。



酒造りに取り組む杜氏



大谷忠吉本店



千駒酒造

④南湖公園の行楽にみる歴史的風致

南湖は、江戸幕府老中として「寛政の改革」を行った白河藩主松平定信が、沼沢地の浚渫と築堤の土木工事を行い、享和元年（1801）に築造しました。定信は、白河と江戸に合計5つの庭園を築造しましたが、南湖は築造した5つの庭園のうち唯一現存するものです。当時の大名庭園が城内または別邸に築かれているのに対し、南湖は塀や柵を設けず、藩主や武士階級はもとより庶民も楽しむことができる場所として造られました。

現在も、花見、舟遊び、散策、茶会等、人々の様々な活動の舞台として、行楽を目的とした市民を中心に、様々な人たちが訪れています。また、城下町から南湖へ向かう途次の友月山公園、小南湖も、南湖とともに市民の行楽の場となっています。

周辺に行楽地を含めた南湖一帯は、築造当初と変わらず行楽を目的にした多くの人たちとそこに残る歴史的建造物が相まって、良好な歴史的風致を形成しています。



共楽亭での茶会風景



南湖の舟遊び風景

⑤街道集落の年中行事・祭礼にみる歴史的風致

小峰城の城下町を中心に交わる奥州街道・会津街道・棚倉街道・石川街道・水戸街道などの街道沿いには、それぞれ集落が形成され、現在まで発展してきました。

表郷地域の河東田地区では、「牛頭天王祭」や「愛宕様」、「天道念仏」などの祭礼・行事が行われており、疫病除けや火伏、豊作祈願が行われます。

大信地域の十日市地区では、提灯を持った子供たちの行列が集落内を練り歩く「十日市の提灯まつり」が行われます。また、わら燃やしによる害虫駆除と豊作祈願や数珠くりなどの行事もあわせて行われます。

東地域の板倉地区で行われている「板倉の天道念仏」は、太鼓を打ち鳴らすことで豊作を祈願するもので、中世の供養塔である阿弥陀様や近世の石造物群などの歴史的建造物への拝礼や蠟燭の献灯などを伴います。

これらの祭礼は、街道集落とそこに所在する歴史的建造物を背景に、祭礼・行事が伝承されており、それぞれが歴史的風致を形成しています。



河東田牛頭天王祭



十日市の提灯まつり



板倉の天道念仏

3. 歴史的風致の維持向上に関する課題及び方針

課 題

白河市の歴史的風致を取り巻く課題として、次のようなものが挙げられます。

①歴史的なまちなみ景観の保全と歴史的建造物の保存・活用に関する課題

- ・歴史的建造物の減少
- ・歴史的建造物の新たな活用
- ・電線電柱類の景観阻害 など

②文化財の保存・活用に関する課題

- ・国の指定史跡以外の文化財の保存・活用 など

③伝統産業や祭礼行事の継承に関する課題

- ・少子高齢化に伴う祭礼等の担い手不足
- ・職人の高齢化による伝統技術の消滅
- ・祭礼行事の記録・継承 など



集会所として活用している蔵

方 針

課題の解決に向けて、次の方針をもとに、白河市の歴史的風致の維持向上を図っていきます。

①歴史的なまちなみ景観の保全と歴史的建造物の保存・活用に関する方針

- ・歴史的建造物の保存だけでなく利活用についての支援検討を積極的に行うことで歴史的風致の維持向上を図っていきます。
- ・祭礼運行の支障や景観阻害要因となっている電線類の地中化を推進します。

②文化財の保存・活用に関する方針

- ・史跡の保存活用計画の策定を図り、史跡の適切な保存・活用に努めます。
- ・未指定の文化財は、重要性や緊急性を踏まえ、市指定文化財候補リストに登載し、文化財指定に向けた取り組みを随時行います。

③伝統産業や祭礼行事の継承に関する方針

- ・地域における伝承を支援するとともに、調査を行い伝承の持続と変遷の在り方について、絶えず経過を記録します。
- ・市域全体を視野に入れた包括的な視点とそれぞれの行事の現状にあわせた個別的な視点を合わせた、保存・活用について検討します。

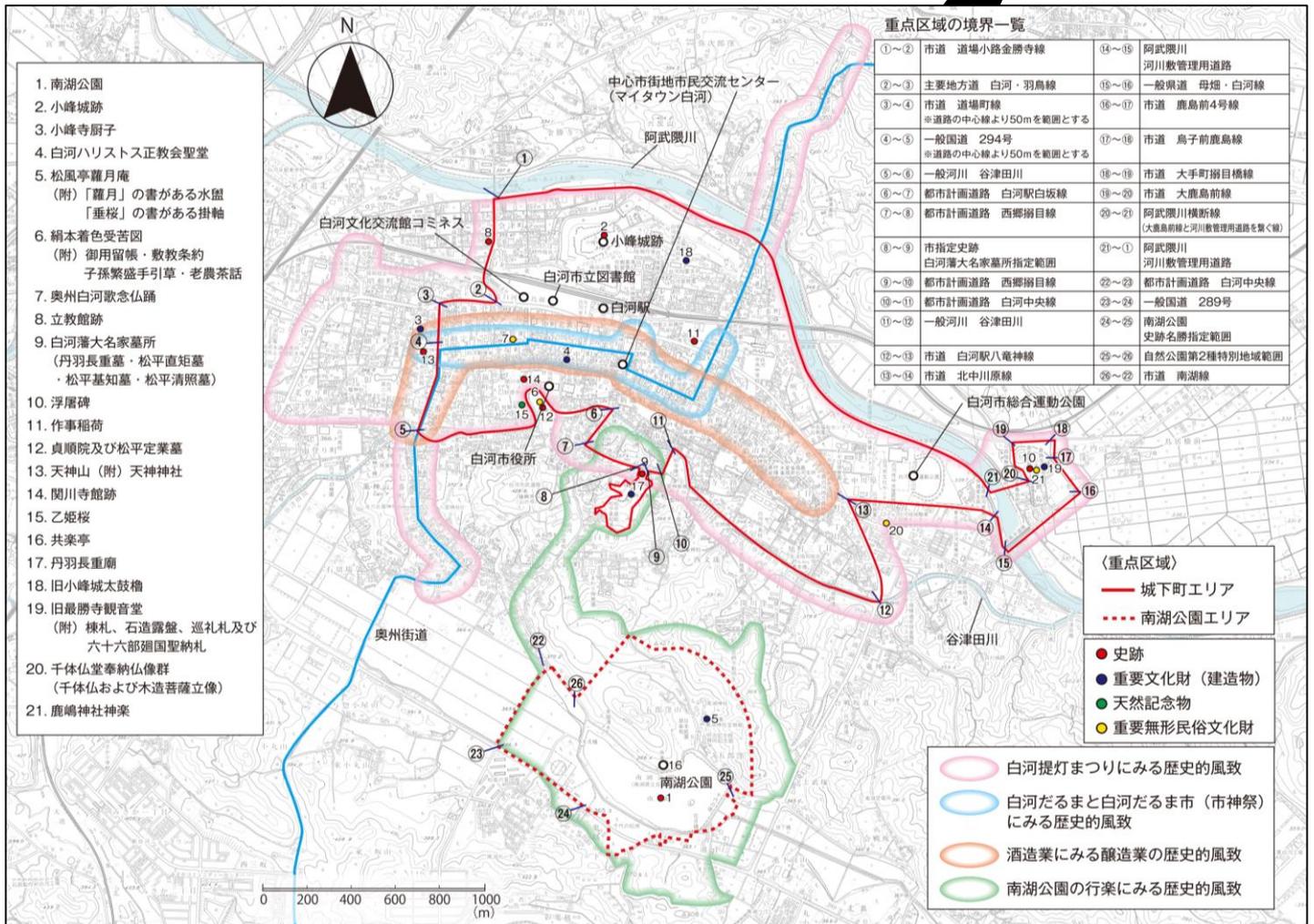
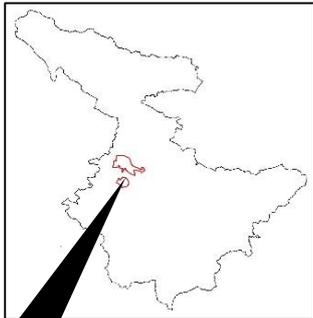
4. 重点区域の位置及び区域

歴史まちづくり法では、重要文化財等の用に供される土地、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要とされる区域を「重点区域」として設定することを定めています。

本市の祭礼・行事等の人々の活動は、市域全般にわたり繰り広げられています。その中でも、国指定の史跡小峰城跡と国指定の史跡及び名勝南湖公園の周辺にある歴史的建造物とそれらに関連する人々の活動は、良好な市街地の形成に寄与しており、本市を代表する歴史的風致であることから、これらを中心とした2つのエリアを重点区域に設定します。

名称：城下町エリア
面積：約255.2ha

名称：南湖公園エリア
面積：約75.7ha



5. 文化財の保存又は活用に関する事項

①保存・活用の現況と今後の方針

文化財における保存活用計画の策定を図り、文化財の適切な保存及び活用に努めていきます。無形民俗文化財については、指定・未指定にかかわらず、その内容について調査を行うとともに、活動に対する支援を行います。さらに、その保護に努めるとともに、映像による活動の記録保存を行います。

②修理・整備・維持管理に関する方針

指定文化財の現状把握に努めるとともに、損傷具合等により優先順位を決め修理を行っていきます。また、歴史的建造物の復元にあたっては、建造物の規模や構造形式等について、絵図・古文書・記録文献等の資料や、発掘調査による成果や出土品などから検討・考証を図った上で、十分な根拠に基づく復元に努めます。

③保存・活用を行うための施設に関する方針

旧市村の資料館が収集した資料や発掘調査等で出土した資料の収蔵施設が各所に点在しており、一括管理・保存を図ることが困難な状況となっているため、施設改修計画や新たな収蔵施設の確保に努めていきます。

④周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境を保全し、文化財と一体となったまちづくりを推進するため、関係各機関が、開発行為や現状変更行為について情報を共有し、連携した対応を図ります。

⑤防災に関する方針

定期的な防火診断の受診や自主的な点検の実施による火災発生の防止と火災原因の早期発見、消火・警報設備の整備促進などのほか、災害防止のため文化財保存施設の整備として、耐火耐震設備の設置を推進します。

⑥普及・啓発に関する方針

文化財を広く市民へ公開し、文化財保護の普及・啓発を図るため、ホームページで国・県・市指定の文化財を写真及び説明付きで分かりやすく紹介します。

また、「サイン統一計画」に基づき、文化財に関する案内・説明板等の設置に努めるとともに、全ての指定文化財への誘導・説明板の設置を進めます。

6. 歴史的風致の維持向上に資する施策及び事業

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

①歴史的風致維持向上施設の保存・活用

歴史的風致維持向上施設の保存・活用や所有者の高齢化などにより維持管理が困難となる歴史的建造物等の保全に資する事業を重点的に取り組むとともに、整備を行った施設の積極的な公開と活用を行います。

②歴史的風致維持向上施設の管理

施設の所有者や関係課等と十分な協議・調整を行い、適切な維持管理に努めます。また、地域住民や関係団体等との連携による維持管理にも取り組み、必要に応じ所有者に対し指導、助言を行います。

歴史的風致の維持向上に資する事業

①歴史的なまちなみ景観の保全と歴史的建造物の保存・活用に関する課題

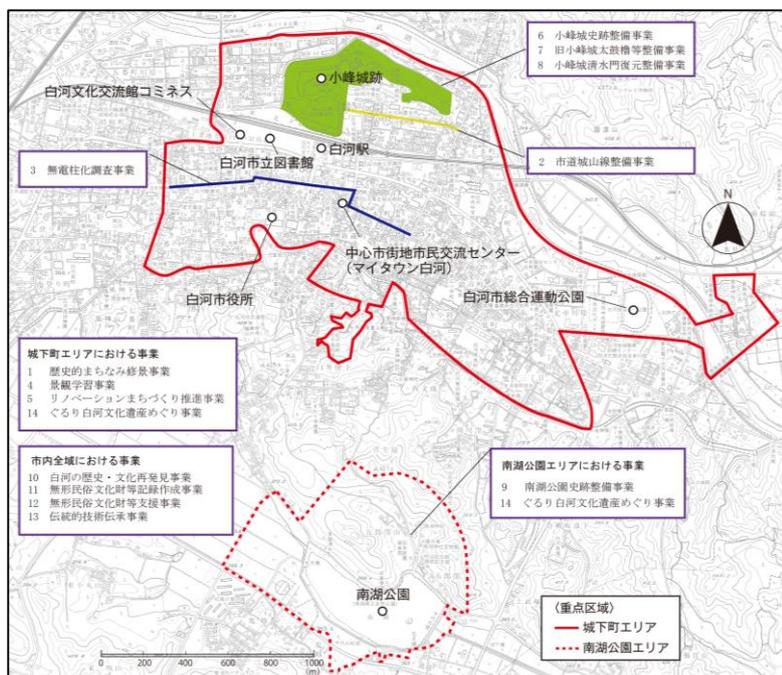
- 1 歴史的まちなみ修景事業
- 2 市道城山線整備事業
- 3 無電柱化調査事業
- 4 景観学習事業
- 5 リノベーションまちづくり推進事業

②文化財の保存・活用に関する課題

- 6 小峰城史跡整備事業
- 7 旧小峰城太鼓櫓等整備事業
- 8 小峰城清水門復元整備事業
- 9 南湖公園史跡整備事業
- 10 白河の歴史・文化再発見事業

③伝統産業や祭礼行事の継承に関する課題

- 11 無形民俗文化財等記録作成事業
- 12 無形民俗文化財等支援事業
- 13 伝統的技術伝承事業
- 14 ぐるり白河文化遺産めぐり事業



【計画記載の主な事業】

■歴史的まちなみ修景事業

旧奥州街道沿いの商家や蔵などの歴史的建造物を景観計画・景観形成ガイドライン等に基づき、修景整備する際に支援を行うことにより、歴史的建造物の保全と連続性のある町並み景観の形成を図ります。



■無形民俗文化財等支援事業

市内各所に残る年中行事や祭礼、伝統芸能などの無形民俗文化財は、急速な社会環境の変化と少子高齢化による後継者不足が加速し、活動の停止に追い込まれる事例が増加しつつあります。そこで、文化財指定の有無を問わず、無形民俗文化財等の現状について調査を実施し、記録作成を行うことで、伝承の変化の経緯を後世に伝えるとともに、それぞれの団体の伝承の維持・活性化を目指します。



■小峰城清水門復元整備事業

清水門は、小峰城主郭部への入り口として結界の機能を有し、本丸へと至る動線上の位置に所在した櫓門です。史跡小峰城跡の重要な建造物であった清水門を、文献や発掘調査に基づき復元することで、史跡としての価値の向上を図ります。



■ぐるり白河文化遺産めぐり事業

旧城下町のエリアには、歴史的な町並み景観や寺・神社などの歴史的・文化的資源が多く残されています。こうした本市の歴史・伝統・文化に触れながら街なかを回遊することで、地域資源の価値を再認識する機会を創出し、まちなか回遊性の向上を図ることにより、歴史的風致の維持向上に寄与します。



その他の計画記載事業

市道城山線整備事業／無電柱化調査事業／景観学習事業／リノベーションまちづくり推進事業／小峰城史跡整備事業／旧小峰城太鼓櫓等整備事業／南湖公園史跡整備事業／白河の歴史・文化再発見事業／無形民俗文化財等記録作成事業／伝統的技術伝承事業

7. 歴史的風致形成建造物の指定方針

基本的な考え方

白河市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図る上で重要なものを、「歴史的風致形成建造物」として指定し、その保全を図ります。

指定の方針

重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められた建造物で、下記に掲げる指定対象のいずれかに該当し、且つ指定要件を満たすものについては、所有者の同意を得た上で随時指定を行います。また、第1期計画で指定した建造物については、第2期計画においても引き続き所有者の同意を得て指定します。

【歴史的風致形成建造物の指定対象】

- ①文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財
- ②福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第4条第1項に基づく県指定有形文化財
- ③白河市文化財保護条例（平成17年白河市条例第176号）第4条第1項に基づく市指定有形文化財
- ④景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に基づく景観重要建造物及び同法第8条第2項第5号口の景観重要公共施設
- ⑤その他、特に市長が必要と認める建造物

【歴史的風致形成建造物の指定要件】

- ①重点区域内において、以下の歴史的風致を形成する上で重要な構成要素となる歴史的建造物であること。
 - I 白河提灯まつりにみる歴史的風致
 - II 白河だるまと白河だるま市（市神祭）にみる歴史的風致
 - III 酒造業にみる醸造業の歴史的風致
 - IV 南湖公園の行楽にみる歴史的風致
- ②位置、意匠、形態、材質、技術等において高い価値があり、その根拠が明確であり、概ね50年以上前に建築されたものであること。
- ③外観が景観上の特徴を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持・向上のために必要なものであること。
- ④所有者又は管理者により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、且つ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること。



令和3年3月5日認定

白河市 建設部 まちづくり推進課 まちづくり支援係
〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1
電話 0248-22-1111 (代表) FAX 0248-24-1854
メール machi@city.shirakawa.fukushima.jp
ホームページ <http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>